

役員選任に係る透明性の確保について

1 選定過程

今回、令和4年6月15日に開催された通常総会において、役員の任期満了に伴い、理事に選任（理事の重任）された下記の者について、定款第23条第2項の規定に基づき、同年6月15日の理事会において、理事長として選任された。

2 代表理事（理事長）の選定理由等

氏 名：畠中 誠二郎

年 齢：78歳

就任年月日：令和4年6月15日

前 職：当研究所理事

選定理由

畠中誠二郎氏は、当研究所の理事として、電子政府行政施策体系の構築及び関連する政府の基幹的事業の設計、構築、運用等を長きに渡り直接的に担うとともに、関係諸行政の運営の実態をも熟知しており、今後の政府全体の電子政府推進政策及びその施行の在り方に係る高い見識と豊富な経験を有している。

これらの見識及び経験は、行政運営にIT技術を的確に活用するための各種調査研究、普及啓発及びシステム事業を行っている当研究所の業務運営を推進していく上で必要不可欠なものであり、当研究所の理事長として適任であると判断されたものである。